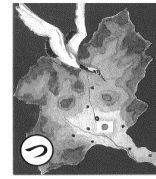




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月12日（金） 第9883号

目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則（農村整備課）	2
○国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則（同）	2
<b>告 示</b>	
○免税軽油使用者証の無効（税務課）	3
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示の一部改正（国 保援護課）	3
○監視伝染病の検査命令（畜産課）	3
○同	4
○家畜の注射の実施（同）	5
○道路の区域変更（道路管理課）	6
○道路の供用開始（同）	6
○道路の区域変更（同）	6
○道路の供用開始（同）	7
○同	7
○令和3年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争 入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（会計管理課）	8
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民活動支援・広聴課）	13
<b>公安委員会規則</b>	
○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	14
○群馬県集団示威運動等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（同）	21
<b>警察本部告示</b>	
○群馬県情報公開条例施行規程及び群馬県個人情報保護条例施行規程の一部改正（警務課）	27
<b>病院事業告示</b>	
○群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の 告示の一部改正（総務課）	27
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定（下水道総合事務所）	27
○同	28
○同	28
○同	29
○同（館林特別支援学校）	29

■ 規 則

群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十二号

群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和四十五年群馬県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号、別記様式第六号及び別記様式第七号中「五」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十三号

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則（平成八年群馬県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「五」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第53号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和3年3月12日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を交付した事務所	亡失年月日
農業	09-00132	令和2年3月1日から 令和3年3月31日まで	太田行政県税事務所	令和2年12月31日

◎群馬県告示第54号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示（平成30年群馬県告示第97号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月12日

群馬県知事 山本 一 太

表第9条第3項の項中「0.75」を「0.6」に改め、表第9条第5項の項中「0.9823313623459」を「0.9862837059681」に改め、表第9条第8項の項中「1.0550581638292」を「1.0453489656111」に改め、表第10条第3項の項中「0.9756036730529」を「0.9784017881116」に改め、表第10条第6項の項中「0.9999999986705」を「0.9999999985108」に改め、表第11条第3項の項中「1.0158654336865」を「1.0169805762050」に改め、表第11条第6項の項中「0.9999999968386」を「0.9999999959402」に改める。

◎群馬県告示第55号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和3年3月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 実施の目的 次に掲げる家畜伝染病の発生を予防し、又はその発生の状況及び動向を把握するため
- (1) ブルセラ症及び結核
  - (2) ヨーネ病
  - (3) 伝達性海綿状脳症
  - (4) 腐蛆病

- 2 実施する区域 所轄家畜保健衛生所長が指定する区域
- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
  - (1) ブルセラ症及び結核にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
    - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
    - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後6月未満のものを除く。）
    - ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛（生後6月未満のものを除く。）
  - (2) ヨーネ病にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
    - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
    - イ 種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後6月未満のものを除く。）
    - ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛（生後6月未満のものを除く。）
    - エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
    - オ 搾乳又は繁殖の用に供するため県外から導入した牛及び放牧予定牛（生後6月未満のものを除く。）
    - カ 集畜に伴う共進会出品予定牛（生後6月未満のものを除く。）
  - (3) 伝達性海綿状脳症にあつては、次に該当する家畜の死体
    - ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。）
    - イ 月齢又は推定月齢が12月以上のめん羊及び山羊で、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
  - (4) 腐蛆病にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた蜂群
- 4 実施の期日 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 検査の方法
  - (1) ブルセラ症、結核、ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症にあつては、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に定める方法
  - (2) 腐蛆病にあつては、臨床検査及び細菌学的検査
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

---

#### ◎群馬県告示第56号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和3年3月12日

群馬県知事 山本 一太

- 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生の予察
  - (1) 豚熱
  - (2) アフリカ豚熱
  - (3) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
  - (4) アカバネ病
- 2 実施する区域 県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 豚熱及びアフリカ豚熱にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）を100羽以上（だちょうの場合は、10羽以上）飼養する農場の家きんのうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- (3) アカバネ病にあつては、越冬していない牛のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

## 4 実施の期日

- (1) 豚熱、アフリカ豚熱並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- (2) アカバネ病にあつては、令和3年6月1日から同年11月30日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日

## 5 検査の方法

- (1) 豚熱にあつては、臨床検査、抗原検査及び血清学的検査
- (2) アフリカ豚熱にあつては、臨床検査及び抗原検査
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査
- (4) アカバネ病にあつては、臨床検査及び血清学的検査

## 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## ◎群馬県告示第57号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。

令和3年3月12日

群馬県知事 山本 一太

## 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生を予防するため

- (1) 牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）
- (2) 牛伝染性鼻気管炎
- (3) 豚熱
- (4) 豚オーエスキー病

## 2 実施する区域 県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、放牧予定牛
- (2) 豚熱にあつては、家畜防疫員が必要と認めた豚及びいのしし
- (3) 豚オーエスキー病にあつては、家畜防疫員が必要と認めた豚

## 4 実施の期日 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日

## 5 注射の実施の方法

- (1) 牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、筋肉内注射法
- (2) 豚熱にあつては、皮下又は筋肉内注射法
- (3) 豚オーエスキー病にあつては、筋肉内注射法

6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	353号	吾妻郡東吾妻町大字岡崎字金子492番の5地先から同郡同町大字箱島字宮貝戸1150番の5地先まで	前	13.0～126.9	1683.8
			後	13.0～96.4	1683.8
県道	伊香保村上線	吾妻郡東吾妻町大字岡崎字柏原10番の1地先から同郡同町大字箱島字茅貝戸1270番の18地先まで	前	8.4～37.5	1665.4
			後	13.8～48.7	1672.5

◎群馬県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	353号	吾妻郡東吾妻町大字岡崎字金子492番の5地先から同郡同町大字箱島字宮貝戸1150番の5地先まで	令和3年3月12日

◎群馬県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	大笹北軽井沢線	吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990番の4796地先から同郡同町大字同字同1988番の622地先まで	前	9.9～23.5	470.0
			後	5.6～23.5	470.0

## ◎群馬県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	大笹北軽井沢線	吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990番の4796地先から同郡同町大字同字同1988番の225地先まで	令和3年3月12日

## ◎群馬県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	津久田停車場前橋線	渋川市赤城町滝沢字江戸久保639番地先から同市同字同403番の1地先まで	令和3年3月16日 午前10時

◎群馬県告示第63号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2、第180条及び第190条の3の規定に基づき、令和3年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約（工事請負並びに設計、測量及び地質調査の委託を除く。以下「物件の製造等の契約」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、令和3年4月1日から施行する。

なお、令和2年度及び令和3年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（令和2年群馬県告示第85号）（以下「旧告示」という。）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月12日

群馬県知事 山本 一太

1 物件の製造等の契約の種類

物件の製造等の契約の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面製作、写図、航空写真、その他の地図・航空写真
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製什器、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、その他の事務機器
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、教育用家具、その他の教育機器
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健機器	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、X線フィルム、光学機器、介護用機器、AED、その他の理化学医薬・保健機器
	薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス類、衛生用品、その他の薬品
	電気・通信機器	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品
	産業用機械	産業用機械、建設用機械、工作用機械
	農林業用機器	林業用機器、農業用機器
	農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の農林業用用品
	車両類	自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部品、タイヤ、船舶、ぎ装、消防用自動車、救急用自動車、軽自動車、警察用自動車、その他緊急自動車
	燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、石油器具、その他の燃料類
	厨房機器	調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器、ガス器具、その他の厨房機器
	食料品	食料品、茶、学校給食用食材



	運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品、その他の運動用品
	音楽用品	楽器・楽譜、レコード・音楽CD等、その他の音楽用品
	百貨店	ギフト製品・百貨
	繊維製品	制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の繊維製品
	室内装飾品	カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
	写真	写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、DPE、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
	記念品・時計	記章、カップ・トロフィー・楯、記念品、時計、貴金属、旗
	荒物雑貨	家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品、洗面・衛生用品
	看板・展示品	看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
	道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
	工食用材料	アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、砕石・砂利、仮設資材、電線、その他の工食用材料
	コンクリート製品	ヒューム管、パイプ、道路・下水道用品、陶管、PC板、ブロック、その他のコンクリート製品
	鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
	警察・消防用品	鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、消防用被服、備蓄食料、その他の警察・消防用品
	水道用品	水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、水道メーター、その他の水道用品
	特殊物品	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の特殊物品
	電力	電力(販売)
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木剪定、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、浄化槽清掃、沈澱槽・分離槽清掃、除雪、その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備、交通誘導、機械警備、プール監視、施設受付・案内
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、松くい虫、くん蒸、その他の消毒・害虫等駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッター設備、その他の機械設備、その他の保守管理
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒

廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理	
運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、美術品運搬、その他の運搬業務	
情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理	
検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究(シンクタンク)、測量、文化財調査、アンケート調査、漏水調査、財務分析、その他の検査・分析・調査	
イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作製・設置、写真・マイクロフィルム、文化財等複製作製、その他のイベント・企画・デザイン・制作	
研修・講習	研修・講習	
事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、速記、議事録調製業務、封入封緘業務、その他の事務処理	
人材派遣	労働者派遣	
リース・レンタル	事務用機器(リース)、情報機器(リース)、産業・建設機器(リース)、医療機器(リース)、ボイラー機器(リース)、電算システム(リース)、自動車(リース)、イベント用品(リース)、動植物(リース)、その他(リース)、事務用機器(レンタル)、情報機器(レンタル)、産業・建設機器(レンタル)、医療機器(レンタル)、ボイラー機器(レンタル)、電算システム(レンタル)、自動車(レンタル)、イベント用品(レンタル)、動植物(レンタル)、その他(レンタル)	
医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉	
車両整備	自動車整備、機械整備	
その他	ピアノの調律、畳関係、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、翻訳、通訳、その他の業務	
再生資源化	再生資源化	
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、自動車、自転車、電気・電子機器、その他の資源回収
	電力	電力(購入)

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、5により申請を行い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類について資格審査を受け、資格を有すると認められた者(以下「資格者」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号(同令第167条の11第1項において準用する場合を含

む。)の規定に該当することにより資格を付与しないこととされた期間を経過しない者

(3) 納付すべき税に未納のある者

### 3 審査項目

(1) 申請を行う日(以下「審査基準日」という。)の直近2年間の各事業年度(個人にあつては、各事業年)における物件等の年平均の生産額又は販売額

(2) 審査基準日の直前の事業年度(個人にあつては、事業年)の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本金額

(3) 審査基準日の前日における従業員数

(4) 物品の製造に係る事業を営んでいる者にあつては、直前決算における機械設備等の額(機械装置類、運搬器具、工具その他備品の合計額)

(5) 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの)

(6) 審査基準日の前日までの営業年数

4 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、物件の製造等の契約の種類に従い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

5 申請の方法 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)を使用し、物件等競争入札参加資格審査申請(以下「電子申請」という。)を知事に行わなければならない。

6 申請の受付期間 随時とする。

7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、様式は、群馬県ホームページに掲載されている令和2・3年度物品役務の競争入札参加資格申請に係る個別添付書類様式集(随時申請)に掲載されているものを使用すること。ただし、同様式集に掲載されていない書類の様式は、任意とする。

(1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書(審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。)

(2) 納税証明書(審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の県内市町村に申請する場合は、申請する市町村の市町村税に関するものを含む。)

(3) 財務諸表(審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもので、法人の場合のみ提出する。)

(4) 確定申告書等の写し(審査基準日の直近2年間の各事業年に関するもので、個人の場合のみ提出する。)

(5) 営業に必要な許可、認可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し

(6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し

(7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状

(8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書

(9) 暴力団排除に関する誓約書

(10) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定による障害者雇用義務がある場合は、障害者雇用状況報告書(所管公共職業安定所の受付印が押されたもの)の写し

(11) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定による障害者雇用義務がない場合は、障害者雇用に関する申告書

(12) 従業員数が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったも

のは、一般事業主行動計画策定・変更届（所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に申請日が含まれたもの）の写し

(13) 群馬県いきいきGカンパニー認証制度の認証を受けた者は、群馬県いきいきGカンパニー認証書の写し（認証書の認証期間に申請日が含まれたもの）

(14) 群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で群馬県環境GS認定制度の認定を3年以上継続して受けたものは、環境GS認定制度認定書の写し

(15) 群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者でエコアクション21認証・登録制度の認証・登録を受けたものは、エコアクション21認証・登録証の写し

(16) 職員又は役員に消防団員がいる場合は、消防団在籍に関する証明書

(17) 従業員が300人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届（所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に審査基準日が含まれるもの）の写し

#### 8 電子申請及び添付書類に使用する言語等

(1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

(2) 7(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。

なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。

なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

#### 9 資格審査の結果の通知 知事は、資格審査の結果、認定を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

#### 10 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から令和4年3月31日までとする。

#### 11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち関係する書類を提出するものとする。

(1) 営業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 所在地又は住所を変更したとき。

(3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。

(4) 商号又は名称を変更したとき。

(5) 代表者の変更があったとき。

(6) 代理人の変更があったとき。

#### 12 資格の取消し等 知事は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後3年を限度として資格を付与しないことができる。資格を取り消された者又は資格の付与がない者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。

(1) 営業を廃止し、又は休止した者

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
- (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (4) 物件の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (9) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 13 資格の取消し等の通知 知事は、12の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。
- 14 申請情報の取扱い
- (1) 各申請者から申請された内容(以下「申請情報」という。)については、資格審査後、その一部(本社又は委任先営業所の基本情報(商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号)、営業品目及び等級区分)について公開する。
- (2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の前日に旧告示に基づき資格審査の申請を行い、知事が資格を有すると認めた者については、旧告示の規定は、この告示の施行後もなおその効力を有する。

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和3年3月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和3年2月26日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人群馬福祉会
- 3 代表者の氏名 児玉貴生
- 4 主たる事務所の所在地 安中市安中3525番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、高齢者及び障害者の生き甲斐、日常生活、就労

等の支援に関する事業、愛玩動物の保護、里親募集、適正な飼養等の支援に関する事業等を行い、高齢者の生活支援、動物の愛護及び子どもの健全育成を推進し、もって公益に寄与することを目的とする。

## ■ 公安委員会規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

群馬県公安委員会委員長 石田弘義

### 群馬県公安委員会規則第3号

#### 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和42年群馬県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第3条から第7条までを次のように改める。

第3条から第7条まで 削除

第9条の2を削る。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金以外の給付を受けようとする者は、第8条第2項又は第3項の災害給付通知を受けた後、速やかに給付の種類に応じ、それぞれ次に定める給付の請求書を本部長に提出しなければならない。ただし、第9条の規定により指定された病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養の給付については、この限りでない。

第11条第2項中「、前項に規定する証明書類のほか」を削り、同条第3項中「、前項に規定する証明書類のほか」を削り、同項第2号中「市町村長」の次に「（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）」を加え、「証明書（戸籍謄本、戸籍抄本、住民登録謄本等）」を「戸籍の謄本又は抄本その他の証明書」に改め、同条第4項第2号ア中「、住民登録謄本」を削る。

第13条第1項後段を削り、同条第2項中「前項に規定する証明書類のほか」を削り、同項第2号中「証明書（戸籍謄本、戸籍抄本、住民登録謄本等）」を「戸籍の謄本又は抄本その他の証明書」に改め、同項第3号中「（施行令第9条第2項に規定する胎児の場合には、妊娠及び出産を証明する書類）」を削る。

第15条第1項中「第7条第7項」を「第7条第9項」に改める。

第19条中「第7条第6項第2号」を「第7条第8項第2号」に改める。

第21条の見出し中「支給停止との」を「支給停止の」に改める。

第23条第1項第3号中「施行令」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成18年国家公安委員会規則第23号。次号において「規則」という。）」に改め、同項第4号中「施行令」を「規則」に改める。

第24条の次に次の見出し及び2条を加える。

（更正決定）

第24条の2 給付を受けるべき者は、本部長が行った協力援助をしたための災害の認定、療養の方法、給付金額

の決定その他給付の実施について異議のあるときは、次に掲げる事項を記載した給付更正決定申請書を本部長に提出して、その更正決定を申請することができる。

- (1) 協力援助者の住所、職業、氏名及び生年月日
- (2) 協力援助を受けた警察官の所属部署、官職及び氏名
- (3) 災害発生の日時及び場所
- (4) 給付を行う者の官職及び氏名
- (5) 給付に関する通知の要旨及び年月日
- (6) 申請の要旨
- (7) 申請の年月日
- (8) 申請者の住所、職業及び氏名
- (9) 申請者が協力援助者以外の者であるときは、協力援助者との続柄又は関係

2 前項に規定する給付更正決定申請書には、書類、記録その他の決定に必要な資料を添付するものとする。

第24条の3 本部長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、決定の結果を書面で申請者に通知するものとする。

2 決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 決定
- (2) 請求の要旨
- (3) 決定の理由

本則に次の1条を加える。

(書類の提出)

第27条 この規則の規定による請求、申請、届出等の手続をする場合における各種書類の提出については、当該所属長等を経由して行うものとする。

別記様式第1中「㊟」及び「3 警察官が協力援助を要求しない場合の災害については、1の欄は記入しなくてもよい。」を削る。

別記様式第2中「で政令に定められている」を「で傷病等級に該当する」に、「政令に定められている」を「障害等級に該当する」に、「で、政令」を「で、国家公安委員会規則」に、「心身の故障により軽易な労務にしか従事できない」を「身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の

故障がある」に、「昭和64年9月30日」を「平成元年9月30日」に、「昭和64年10月1日から  
昭和65年9月30日まで」を

「平成元年10月1日から  
平成2年9月30日まで」に改める。

別記様式第3(1)中「㊟」を削り、

「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

3 「(給付費用の受領委任)」の欄には、診療に当たった医師若しくは医療機関、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行つた訪問看護事業者に療養給付の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記載し、その他の場合には、記入しないこと。

4 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の  
領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。

- 5 「7 上記以外の療養費」の欄には、その領収書及び明細書を添付すること。
- 6 (2)、(3)又は(4)の用紙の記入に代えて同様事項を記載した医師、薬剤師、柔道整復師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよい。」
- 「2 「(給付費用の受領委任)」の欄には、診療に当たった医師若しくは医療機関、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行つた訪問看護事業者に療養給付の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記載し、その他の場合には、記入しないこと。
- 3 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の に改め、同様式(2)から同領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 4 「7 上記以外の療養費」の欄には、その領収書及び明細書を添付すること。
- 5 (2)、(3)又は(4)の用紙の記入に代えて同様事項を記載した医師、薬剤師、柔道整復師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよい。」
- 様式(4)までの規定中「㊸」を削る。
- 別記様式第4中「㊸」を削り、
- 「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「5 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 4 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当等級 を明記すること。
- 5 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の資料を添付すること。」
- 「2 「5 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当等級 に改める。を明記すること。
- 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の資料を添付すること。」
- 別記様式第4の2中「㊸」を削り、
- 「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態」の欄については、第1回目の請求を行う場合及び第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更があった場合にのみ記入することとし、記入事項が添付する医師等の証明書又はその写しの記載事項と同じであるときは「証明書のとおりに」と記入すること。を
- 4 この請求書には、常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写しその他必要な書類を添付すること。ただし、第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更がない場合は、医師等の証明書又はその写しを添付しなくてもよい。」



「2 「5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態」の欄については、第1回目の請求を行う場合及び第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更があった場合にのみ記入することとし、記入事項が添付する医師等の証明書又はその写しの記載事項と同じであるときは「証明書のとおりに改める」と記入すること。

3 この請求書には、常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写しその他必要な書類を添付すること。ただし、第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更がない場合は、医師等の証明書又はその写しを添付しなくてもよい。」

別記様式第5から別記様式第7までの規定中「㊟」を削り、「1 ※印」を「※印」に改め、「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第8中「㊟」を削り、

「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

3 該当する口にレ印を記入すること。

4 第2回以後の請求の場合における「3 請求日数」の欄の記入については、前回の請求後の分について記入すること。」

5 第2回以後の請求の場合において給付基礎額に変更のない場合は、給付基礎額の内訳及び証明については省略してもよい。」

「2 該当する口にレ印を記入すること。

3 第2回以後の請求の場合における「3 請求日数」の欄の記入については、前回の請求後の分について記入すること。」に改める。

4 第2回以後の請求の場合において給付基礎額に変更のない場合は、給付基礎額の内訳及び証明については省略してもよい。」

別記様式第9の2中「㊟」を削り、

「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

3 「5 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおりに改める」と記入すること。」

4 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。」

「2 「5 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおりに改める」と記入すること。」に改める。

3 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。」

別記様式第10中「㊟」を削り、

「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

3 「5 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおりに改める」と記入すること。」

4 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当等級を明記すること。」

5 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。」

「2 「5 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。

3 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当等級に改める。を明記すること。

4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。」

別記様式第11表面中「㊸」を削り、同様式裏面中

「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

3 「5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは㊸、その者が代表者であるときは㊹、その者が心身の故障により軽易な労務にしか従事できないような状態にある者であるときは㊺、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは㊻と明記すること。」

「2 「5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは㊸、その者が代表者であるときは㊹、その者が身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にある者であるときは㊺、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは㊻と明記すること。」

別記様式第11の2及び別記様式第11の3中「㊸」及び「3 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第12(2)中

「支給開始年月 年 月 日」を

「支給開始年月 年 月」に改め、同様式(3)中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できないような」を「身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改め、同様式(4)中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できない」を「身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改める。

別記様式第13中「㊸」を削り、

「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

3 この請求書には、年金証書の亡失の理由を明らかにすることのできる書類又は損傷した年金証書を添付すること。」

「2 この請求書には、年金証書の亡失の理由を明らかにすることのできる書類又は損傷した年金証書を添付すること。」に改める。

別記様式第14の2中「㊸」を削り、

「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

3 「4 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付された診断書と同じ

- であるときは、「診断書のとおり」と記入すること。 を
- 4 この請求書には、障害の程度に変更があつた時期の決定及び変更後の傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。 」
- 「2 「4 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。 に改める。
- 3 この請求書には、障害の程度に変更があつた時期の決定及び変更後の傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。 」
- 別記様式第15中「㊸」を削り、
- 「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「4 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。 を
- 4 この請求書には、障害の程度に変更があつた時期の決定及び変更後の障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。 」
- 「2 「4 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。 に改める。
- 3 この請求書には、障害の程度に変更があつた時期の決定及び変更後の障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。 」
- 別記様式第19中「㊸」を削り、
- 「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「(既存障害とその程度)」の欄には、同一部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当等級を明記すること。 を
- 「2 「(既存障害とその程度)」の欄には、同一部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当等級を明記すること。 に改める。
- 別記様式第19の2中「㊸」を削り、
- 「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「2 (既存障害とその程度)」の欄には、同一部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害給付を支給された場合には、その該当等級を明記すること。
- 4 「3 請求者が選択する障害給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者が選択する□にレ印を記入すること。 を
- 5 「5 障害給付年金前払一時金の申出を行つた月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額」及び「6 障害給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、障害給付年金の最初の支払に先立つて申し出る場合は記入しないこと。 」
- 「2 「2 (既存障害とその程度)」の欄には、同一部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害給付を支給された場合には、その該当等級を明記すること。
- 3 「3 請求者が選択する障害給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者が選択する□にレ印を記入すること。 に改める。

- 4 「5 障害給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額」及び「6 障害給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、障害給付年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。」
- 別記様式第19の3中「㊸」を削り、
- 「2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「1 請求者(代表者)が選択する遺族給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者(代表者)が選択する□にレ印を記入すること。
- 4 「4 遺族給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族給付年金の額の合計額」及び「5 遺族給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、遺族給付年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。」
- 「2 「1 請求者(代表者)が選択する遺族給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者(代表者)が選択する□にレ印を記入すること。
- 3 「4 遺族給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族給付年金の額の合計額」及び「5 遺族給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、遺族給付年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。」
- 別記様式第21中「㊸」を削り、
- 「2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「1 所在不明者」の年金証書の番号欄には、その番号が不明のときは記入する必要はない。
- 4 この申請書には、所在不明となつた者の所在が1年以上明らかでないことを証明することのできる書類を添付すること。」
- 「2 「1 所在不明者」の年金証書の番号欄には、その番号が不明のときは記入する必要はない。
- 3 この申請書には、所在不明となつた者の所在が1年以上明らかでないことを証明することのできる書類を添付すること。」
- 別記様式第22中「㊸」を削り、「1 申請者」を「申請者」に改め、「2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。
- 別記様式第23表面中「㊸」を削り、
- 「2 報告者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 療養・障害についてはいずれかを○で囲むこと。
- 4 「7 日常生活の概況」の欄の記入にあつては、最近1年間について記入すること。」
- 「2 療養・障害についてはいずれかを○で囲むこと。
- 3 「7 日常生活の概況」の欄の記入にあつては、最近1年間について記入すること。」
- 「㊸」を削る。
- 別記様式第24中「㊸」を削り、
- 「1 報告者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 2の欄の障害とは、心身の故障により軽易な労務にしか従事できない状態をいう。
- 3 2の欄の有無いずれかを○で囲むこと。」

- 「1 2の欄の障害とは、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に改める。  
に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態をいう。」
- 2 2の欄の有無いずれかを○で囲むこと。」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の規定による申請書等については、改正後の同規則の規定により提出され、又は交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県集団示威運動等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

群馬県公安委員会委員長 石田弘義

群馬県公安委員会規則第4号

群馬県集団示威運動等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(群馬県集団示威運動等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 群馬県集団示威運動等に関する条例施行規則(昭和36年群馬県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第7号中「㊤」を削る。

(群馬県警察国有物品管理規則の一部改正)

第2条 群馬県警察国有物品管理規則(昭和39年群馬県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「それぞれ当該職員から受領印を徴するものとし」を「当該職員名を記載することにより」に改める。

第22条中「記名押印」を「記名」に改める。

別記様式第1中

「 

年 月 日	㊤	年 月 日	㊤
-------	---	-------	---

 を  
「 

年 月 日	記録者	年 月 日	記録者
-------	-----	-------	-----

 に改め  
る。」

別記様式第2中 「 

㊤
---

 を 「 

記録者
-----

 に改める。」

別記様式第3中

年 月 日	㊟	年 月 日	㊟
-------	---	-------	---

を

年 月 日	記録者	年 月 日	記録者
-------	-----	-------	-----

に改め

る。

別記様式第4中

物 品 出 納 簿 登 記 済	物 品 供 用 簿 登 記 済	物 品 受 領 印
年 月 日 ㊟	年 月 日 ㊟	

を

物品出納簿登記済	物品供用簿登記済
年 月 日	年 月 日
記録者	記録者

に改め

る。

別記様式第7中

使用職員職名・氏名	印

を

使用職員職名・氏名

に、

受 領	返 戻
年月日 印	年月日 印

受領年月日	返戻年月日
	物品供用員


を


に改める。

別記様式第9中

物品出納簿登記済	物品供用簿登記済	物品受領印
年 月 日 ㊦	年 月 日 ㊦	

を

物品出納簿登記済	物品供用簿登記済
年 月 日	年 月 日
記録者	記録者

に改め

る。

別記様式第10中

物品出納簿登記済	物品供用簿登記済（払出）	物品供用簿登記済（受入）	物品受領印
年 月 日 ㊦	年 月 日 ㊦	年 月 日 ㊦	

を

物品出納簿登記済	物品供用簿登記済（払出）	物品供用簿登記済（受入）
年 月 日	年 月 日	年 月 日
記録者	記録者	記録者

に改め

--	--	--	--	--	--	--	--

る。

別記様式第11中「㊦」及び「㊧」を削る。

別記様式第13中「㊧」を削る。

別記様式第14中「㊦」を削る。

別記様式第20中「受領印」を「使用者」に改める。

別記様式第21中「㊧」を削る。

(群馬県公安委員会が行う群馬県行政手続条例に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第3条 群馬県公安委員会が行う群馬県行政手続条例に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年群馬県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号まで、別記様式第7号、別記様式第9号、別記様式第11号及び別記様式第15号中

「住所  
氏名  
印」を  
「住所  
氏名」  
に改める。

(群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則の一部改正)

第4条 群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則(平成12年群馬県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「印」を削る。

(群馬県情報公開条例施行規則の一部改正)

第5条 群馬県情報公開条例施行規則(平成14年群馬県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第11号中「印」を削る。

(利用カード等自動販売機等による販売等の届出に関する規則の一部改正)

第6条 利用カード等自動販売機等による販売等の届出に関する規則(平成14年群馬県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中

「届出者の氏名又は名称及び住所  
印」を  
「届出者の氏名又は名称及び住所  
」に改める。

(群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第7条 群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年群馬県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号及び別記様式第8号中「申請者  
印」を「申請者」に改める。

(群馬県放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正)

第8条 群馬県放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則(平成17年群馬県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中「㊧」を削る。

別記様式第9号表面中「㊧」を削り、

「

	性	男・女	
-----			を



	別	
--	---	--

--

に改める。

別記様式第10号中「(男・女)」を削り、「検印」を「確認欄」に改める。

別記様式第11号中「㊟」を削り、

	性 別	男・女
--	--------	-----

を

--

に改める。

別記様式第12号中「㊟」を削り、

	性 別	男・女
--	--------	-----

を

--

に改める。

別記様式第13号中「(男・女)」を削り、「検印」を「確認欄」に改める。

別記様式第14号中「㊟」を削り、

	性 別	男・女
--	--------	-----

を

--

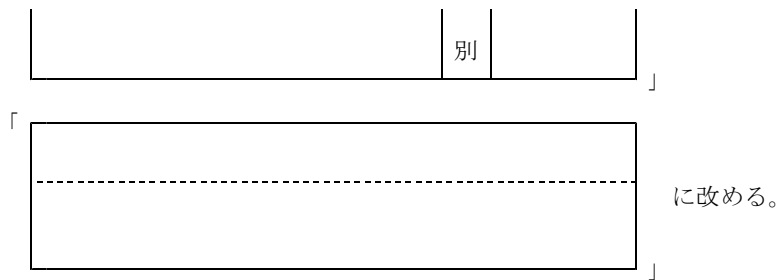
に改める。

別記様式第15号中「㊟」を削る。

別記様式第17号及び別記様式第18号中「㊟」を削り、

	性 別	男・女
--	--------	-----

を



(群馬県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第9条 群馬県個人情報保護条例施行規則(平成18年群馬県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第10号中「印」を削る。

(群馬県放置違反金に関する規則の一部改正)

第10条 群馬県放置違反金に関する規則(平成18年群馬県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号裏面中「、押印の上」を削る。

別記様式第5号表面中「氏名 \_\_\_\_\_ 印」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

別記様式第9号裏面中「、押印の上」を削る。

別記様式第10号表面中「氏名 \_\_\_\_\_ 印」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

別記様式第11号及び別記様式第12号中「印」を削る。

(群馬県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第11条 群馬県暴力団排除条例施行規則(平成22年群馬県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第10号及び別記様式第11号中「㊟」を削る。

(群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則の一部改正)

第12条 群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則(平成25年群馬県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「氏名 \_\_\_\_\_ 印」を「氏名」に、

「備考1 届出者が個人である場合は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 届出者又は使用者が法人である場合は、住所及び氏名に代えて、法人の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。」

「備考 届出者又は使用者が法人である場合は、住所及び氏名に代えて、法人の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。」

める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定により提出され、又は交付されている申請書等は、改正後の各規則により提出され、又は交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定により作成されている申請書等の用紙があるときは、当分の間、

適宜補正して使用することができる。

## ■ 警察本部告示

### ◎群馬県警察本部告示第1号

群馬県情報公開条例施行規程（平成16年群馬県警察本部告示第1号）及び群馬県個人情報保護条例施行規程（平成18年群馬県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月12日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

次に掲げる告示の規定中「印」を削る。

- (1) 群馬県情報公開条例施行規程別記様式第11号
- (2) 群馬県個人情報保護条例施行規程別記様式第10号

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の群馬県情報公開条例施行規程別記様式第11号による意見書については、改正後の同様式により提出されたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に提出されている改正前の群馬県個人情報保護条例施行規程別記様式第10号による意見書については、改正後の同様式により提出されたものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前の群馬県情報公開条例施行規程又は群馬県個人情報保護条例施行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

## ■ 病院事業告示

### ◎病院事業告示第1号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示（平成25年群馬県病院事業告示第3号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月12日

群馬県知事 山 本 一 太

表県立心臓血管センターの部人間ドックの項中「67,000円」を「69,300円」に、「60,500円」を「61,600円」に、「42,200円」を「42,900円」に、「65,200円」を「68,200円」に、「20,400円」を「21,500円」に、「22,900円」を「22,700円」に、「33,800円」を「35,900円」に改め、同表県立精神医療センターの部に次のように加える。

精神科ショート ・ケア昼食代	1食につき	400円
-------------------	-------	------

## ■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和3年3月12日

群馬県下水道総合事務所長 須田 至 郎

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 県央水質浄化センターほか4施設で使用する電気 年間予定使用電力量 21,077,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和3年2月3日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 305,302,787円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年12月11日

次のとおり落札者を決定した。

令和3年3月12日

群馬県下水道総合事務所長 須田 至 郎

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 桐生水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 2,916,900kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和3年2月3日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社シナジアパワー 東京都台東区北上野1-9-12住友不動産上野ビル7階
- 5 落札金額 47,828,158円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年12月11日

次のとおり落札者を決定した。

令和3年3月12日

群馬県下水道総合事務所長 須田 至 郎

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 奥利根水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 3,034,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和3年2月3日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 49,527,075円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札公告をした日 令和2年12月11日

次のとおり落札者を決定した。

令和3年3月12日

群馬県下水道総合事務局長 須田 至 郎

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 西邑楽水質浄化センターで使用する電気 年間予定使用電力量 2,004,100kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和3年2月3日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社シナジアパワー 東京都台東区北上野1-9-12住友不動産上野ビル7階
- 5 落札金額 32,300,584円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年12月11日

次のとおり落札者を決定した。

令和3年3月12日

群馬県立館林特別支援学校長 田 中 健 一

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 群馬県立館林特別支援学校スクールバス運行業務委託 3路線
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立館林特別支援学校事務室 群馬県館林市上三林町579-1
- 3 落札者を決定した日 令和3年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 有限会社北関東観光 群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1297-1
- 5 落札金額 144,243,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和3年2月2日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111